

# 重度障害者医療助成制度あり方検討会議(第2回)次第

日 時:令和5年6月2日(金)午後4時～午後5時30分  
場 所:京都テルサ「D会議室」

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 重度障害者医療助成制度の今後のあり方について
- (2) その他

## 3 閉 会

### <配付資料>

重度障害者医療助成制度あり方検討会議(第2回) 出席者名簿

重度障害者医療助成制度あり方検討会議(第2回) 配席図

資料1 第1回あり方検討会議 開催結果概要

資料2 前回(第1回)のあり方検討会議での議論を踏まえた方向性

資料3 精神障害児(者)に係る医療費助成制度(案)

参考資料1 障害等級判定基準と等級程度の比較

参考資料2 手帳制度における障害判定(重複障害)

参考資料3 障害者手帳の交付状況

## 重度障害者医療助成制度あり方検討会議（第2回）出席者名簿

◆ 委員

(敬称略)

区 分	所 属	職 名	氏 名	備考
学識経験者	京都大学大学院法学研究科	教 授	稲 森 公 嘉	
	同志社大学社会学部	准 教 授	鈴 木 良	欠
精神保健福祉 専門機関	京都市こころの健康増進センター	所 長	波 床 将 材	
当事者・家族団体	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連 合会	願 問	四 方 八 洲 男	代
医療関係者	一般社団法人京都府医師会	理 事	三 木 秀 樹	
	一般社団法人京都私立病院協会	理 事	畑 典 男	
	一般社団法人京都府歯科医師会	理 事	米 沢 篤	欠
	一般社団法人京都府薬剤師会	常 務 理 事	夏 目 君 幸	
福祉関係者	社会福祉法人京都府社会福祉協議会	常 務 理 事	中 井 敏 宏	
市町村	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室	室 長	徳 永 博 己	
	福知山市福祉保健部障害者福祉課	課 長	栗 林 千 佳 子	代
	宇治市健康長寿部	部 長	星 川 修	
	精華町住民部国保医療課	課 長	伊 藤 秀 壽	
	与謝野町保健課	課 長	矢 野 彰 男	

当事者団体	京都ユーザーネットワーク
-------	--------------

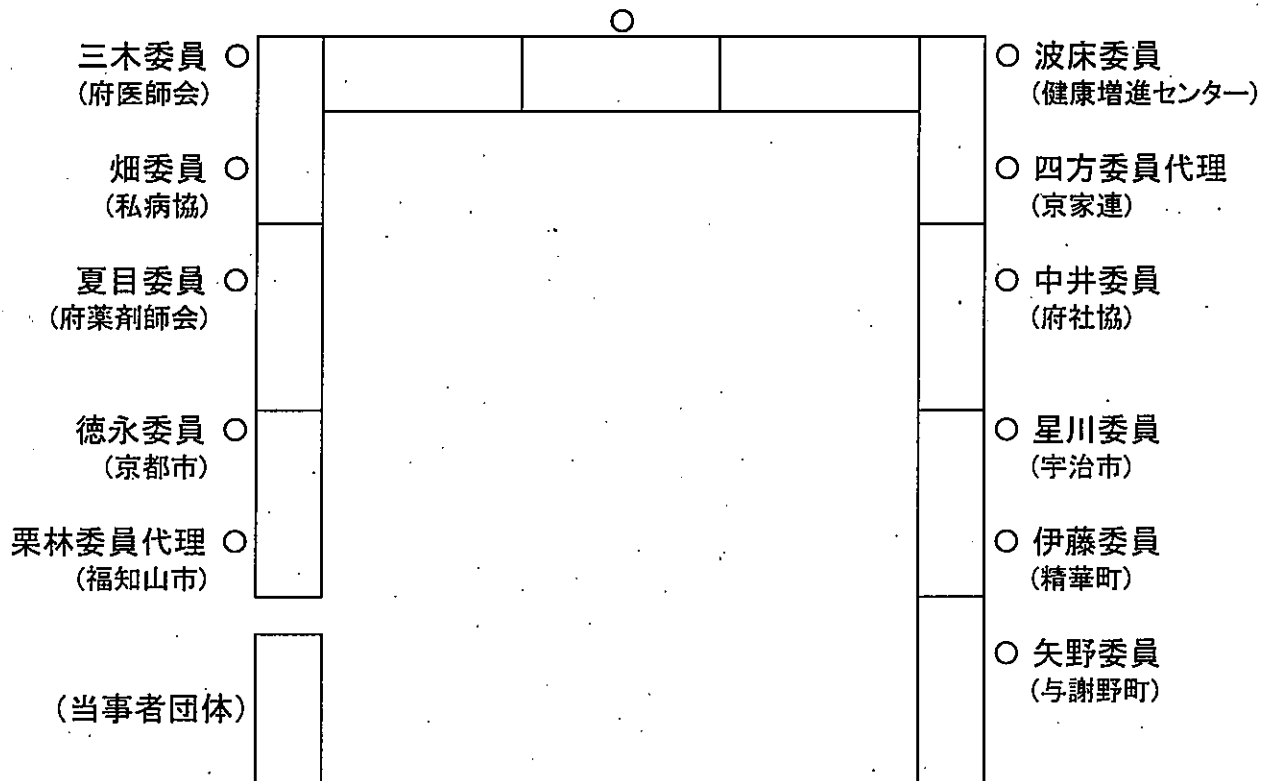
◆ 事務局

京 都 府	健康福祉部	副 部 長	十 倉 孝 之	
	健康福祉部 医療保険政策課	課 長	能 勢 弘 康	
	健康福祉部 医療保険政策課 あんしん医療推進係	主 幹 兼 係 長	長 岡 正 尚	
		主 任	宇 佐 恒 太 朗	
		主 事	山 根 涼 香	
健康福祉部 障害者支援課	課 長	東 原 勲		

# 重度障害者医療助成制度あり方検討会議(第2回) 配席図

日時: 令和5年6月2日(金) 午後4時00分～  
場所: 京都テルサ「D会議室」

稲森委員(座長)



事務局

- 山根主事  
(医療保険政策課)
- 東原課長  
(障害者支援課)
- 十倉副部長  
(健康福祉部)
- 能勢課長  
(医療保険政策課)
- 長岡主幹兼係長  
(医療保険政策課)
- 宇佐主任  
(医療保険政策課)

## 重度障害者医療助成制度あり方検討会議（第1回） 開催結果概要

- 1 日 時 令和5年5月26日(金) 午後4時～5時30分
- 2 場 所 京都テルサ D会議室
- 3 出席者 学識経験者 稲森 京都大学大学院教授(座長)  
 (委員) 精神保健福祉専門機関 波床 京都市こころの増進センター所長  
 当事者・家族団体 静 公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会専務理事  
 医療関係団体 三木 府医師会理事、畑 京都私立病院協会理事  
 米沢 府歯科医師会理事、夏目 府薬剤師会常務理事  
 福祉関係団体 中井 府社会福祉協議会常務理事  
 市町村 京都市 徳永 障害保健福祉推進室長 ほか4名

### <主な意見>

#### ◆精神障害者に対する医療費助成制度の創設について

- ・すでに助成制度がある身体障害、知的障害との不均衡を早期に改善すべき。
- ・全47都道府県中、36都道府県が実施しており、京都府においても実施すべき。
- ・令和4年度のワーキンググループでも精神障害者を対象とすることに異論はなかった。

#### ◆対象とする精神障害の程度について

- ・現行制度が「重度」の障害者を対象としているため、精神障害についても重度と考えられる精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とすべき。
- ・2級、3級の所持者についても、家族が長年のケアで生活に追われ、経済的に疲弊しているという現状がある。2級、3級も対象とすることを検討すべき。
- ・精神障害者保健福祉手帳1級は所持してもメリットが薄いことから、年金手帳のみ所持している方も多い。年金手帳と障害者手帳それぞれを対象とすれば、より網羅的になるのでは。広報の内容次第(障害年金の方を対象とするのか障害者手帳を取得とするのか)では、年金手帳と障害者手帳のどちらか片方だけの申請で留まるのでは。障害者手帳を取得したほうが、身体・知的障害との整合性が取れるのでは。

#### ◆対象となる医療費、自己負担額、所得制限について

- ・入院の医療費を含めるか否かや、所得制限、自己負担についての議論になると、身体・知的についてもどうあるべきかという議論が必要となる。まずはそれらに合わせるころから始めて、医療費の範囲や所得制限、自己負担の関係については改めての課題とすべき。

#### ◆制度開始時期について

- ・システム改修、条例や要綱の改正、予算措置、対象者や医療機関等への周知など必要。来年度当初のスタートが精一杯と考えている。
- ・京都府の制度として実施する内容のため、全ての自治体が実施可能な状態のところからスタートするのが良いのではないか。
- ・市町村の事情はあると思うが、できるだけ早期の制度開始をお願いしたい。

## 前回(第1回)のあり方検討会議での議論を踏まえた方向性

## ○ 精神障害者に係る医療費助成制度の創設について

事項	方向性
対象とする精神障害の程度	精神障害者保健福祉手帳1級を対象としてはどうか。2・3級を引き続き検討することとしてはどうか。
対象とする医療費	通院・入院とも対象としてはどうか。 (現行の身体・知的障害と合わせる)
所得制限	特別障害者手当の基準を適用してはどうか。 (現行の身体・知的障害と合わせる)
自己負担	「なし」としてはどうか。 (現行の身体・知的障害と合わせる)

## 精神障害児（者）に係る医療費助成制度（案）

## 1 現行制度（身体障害、知的障害）

対象者	給付範囲	所得制限	自己負担
① 身障1、2級所持者	医療保険に基づく医療費一部負担金相当額  〔通院・入院ともに対象〕	障害児福祉手当・特別障害者手当の所得制限額を適用	なし
② 概ねIQ35以下の知的障害者			
③ 身障3級所持かつ概ねIQ50以下の重複障害者			

## 2 精神障害児（者）に係る医療費助成制度（案）

## (1) 対象者の要件等

案	対象者 〔精神障害者保健福祉手帳所持者〕	給付範囲	所得制限	自己負担
A	1級	※現行制度と同じ	※現行制度と同じ	※現行制度と同じ
B	1、2級			
C	1～3級			

## ○検討事項

対象者について、障害年金受給者を対象とするかどうか。

## (2) 実施時期

- ①案 実施できる市町村からスタート
- ②案 足並みを揃えて、全市町村が一斉にスタート

障害等級判定基準と等級程度の比較

身体障害	知的障害 (療育手帳)	精神障害	参 考		
			【年金】 障害年金	【国税】 特別障害者 控除	【NHK】 受信料減免
・身体障害者福祉法 ・身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)	・療育手帳制度について (S48年厚生省発見第156号厚生省通知) ※ 上記通知は技術的助言。各府県が要綱等を定めている。	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準 (H7年健医発1133号厚生省通知)	国民年金法 厚生年金保険法	所得税法施行令	日本放送協会放送受信料免除基準
1級 ○ 心臓、腎臓等の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの ○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの ○ 両上肢の機能を全廃のもの、視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの等	A ○ IQが概ね35以下であって、次のいずれかに該当するもの ・食事、着脱衣、排便及び洗面等の日常生活の介助を必要とする。 ・異食、興奮などの問題行動を有する。	1級 ○ 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ※ 他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度	1級 ○ 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ○ 両上肢のすべての指を欠くもの、両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの等 ○ 精神の障害であって前各号と同程度以上のもの	特別障害者に該当 (控除40万円)	重度障害者に該当 (半額免除)
2級 ○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活が極度に制限されるもの ○ 両上肢のすべての指を欠くもの、視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの等	○ IQが概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有するもの	※ 障害年金1級であれば、精神保健福祉センターの判定を要しない。			
3級 ○ 心臓、腎臓等の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの ○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活が著しく制限されるもの ○ 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの、視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの等	B ○ 重度(A)のもの以外	2級 ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ※ 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難 ※ 障害年金2級であれば、精神保健福祉センターの判定を要しない。	2級 ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ○ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの、両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの等 ○ 精神の障害であって前各号と同程度以上のもの	障害者 (控除27万円)	

※注意 本図は、あくまでも概念的なものであり、厳密に区分されているものではない。

※参考図書「四訂 精神保健福祉法詳解(精神保健福祉研究会監修 2016年2月発行)

523頁 図2-3「精神障害者保健福祉手帳と年金の障害程度の比較」

524頁 図2-4「等級の程度の比較」

身体障害	知的障害 (療育手帳)	精神障害	参 考		
			【年金】 障害年金	【国税】 特別障害者 控除	【NHK】 受信料減免
4級 ○ 心臓、腎臓等の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ○ 両上肢のおや指を欠くもの、視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの等	(軽度)	3級 ○ 日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。 ※ 一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である等 ※ 障害年金3級(厚年)であれば、精神保健福祉センターの判定を要しない。	3級(厚年) ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。	障害者 (控除27万円)	—
5級 ○ 両上肢のおや指の機能の著しい障害、視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの等					
6級 ○ 一上肢のおや指の機能の著しい障害、視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの等			(障害手当金)		
7級 ○ 一上肢の機能の軽度の障害等					

※注意 本図は、あくまでも概念的なものであり、厳密に区分されているものではない。

※参考図書「四訂 精神保健福祉法詳解(精神保健福祉研究会監修 2016年2月発行)

523頁 図2-3「精神障害者保健福祉手帳と年金の障害程度の比較」

524頁 図2-4「等級の程度の比較」



## 手帳制度における障害判定（重複障害）

障害種別	重複障害の判定内容
知的障害 (療育手帳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 知的障害の障害程度が重度であるかの判定において、一定の身体障害を併せ持つ場合が考慮される。</li> <li>※ 「療育手帳制度の実施について」（S48.9.27付け児発第725号厚生省児童家庭局長通知）で引用する通知（「重度障害児支援加算費について（H24.8.20付け障発0820第3号）」、「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」（S43.7.3付け児発第422号））において、「<u>肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については、IQ50以下</u>」は重度と規定</li> <li>◆ 上記以外に重複障害を考慮した規定は特になし</li> </ul>
身体障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 身体障害が2つ以上重複する場合、各々の障害の指数を合算することにより障害等級を総合的に判定</li> <li>◆ 知的障害又は精神障害との重複を考慮した規定はなし</li> </ul>
精神障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 重複障害に関する規定は特になし</li> </ul>

障害者手帳の交付状況

【身体障害者手帳交付者数】

(単位:人)

等 級	令和3年度末現在			平成22年度末現在			R3とH22との比較	
	京都市	25市町村	計	京都市	25市町村	計	増減(人)	増減(%)
1 級	19,052	17,600	36,652	21,528	16,626	38,154	-1,502	96.1%
2 級	10,674	9,007	19,681	13,851	9,089	22,940	-3,259	85.8%
3 級	10,949	10,462	21,411	13,991	10,881	24,872	-3,461	86.1%
4 級	18,642	19,073	37,715	20,898	17,425	38,323	-608	98.4%
5 級	6,148	6,106	12,254	5,949	4,754	10,703	1,551	114.5%
6 級	5,492	6,042	11,534	5,289	4,807	10,096	1,438	114.2%
計	70,957	68,290	139,247	81,506	63,582	145,088	-5,841	96.0%

【療育手帳交付者数】

(単位:人)

等 級	令和3年度末現在			平成22年度末現在			R3とH22との比較	
	京都市	25市町村	計	京都市	25市町村	計	増減(人)	増減(%)
A 判 定	5,164	4,896	10,060	4,379	4,012	8,391	1,669	119.9%
B 判 定	12,003	7,171	19,174	7,047	5,141	12,188	6,986	157.3%
計	17,167	12,067	29,234	11,426	9,153	20,579	8,655	142.1%
A 判 定 比 率	30.1%	40.6%	34.4%	38.3%	43.8%	40.8%		

【精神保健福祉手帳交付者数】

(単位:人)

等 級	令和3年度末現在			平成22年度末現在			R3とH22との比較	
	京都市	25市町村	計	京都市	25市町村	計	増減(人)	増減(%)
1 級	1,850	461	2,311	1,467	630	2,097	214	110.2%
2 級	11,652	3,905	15,557	5,898	2,472	8,370	7,187	185.9%
3 級	7,119	4,247	11,366	3,613	2,174	5,787	5,579	196.4%
計	20,621	8,613	29,234	10,978	5,276	16,254	12,980	179.9%